

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3052号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長職務代理者 金子 正史）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が権利の濫用に該当するとして行った保有個人情報不開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「請求者に対する旭区高齢・障害支援課の窓口対応に関連して請求された別紙1の記載内容に該当する保有個人情報」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3052号】

2 諮問までの経過等

答申番号	請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3052	令和5年10月10日	令和5年11月2日	令和5年11月9日	令和5年12月8日	個人	市長

3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
3052	答申別添記載の情報（以下「本件保有個人情報」という。）	不開示 権利の濫用に該当 （答申「3 実施機関の不開示理由説明要旨」のとおり）	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3052	<p>《本件処分に至る経緯》</p> <p>令和元年7月に審査請求人が特定の申請を行うため旭区福祉保健センター高齢・障害支援課に来庁した際、審査請求人から公印が押された申請書を持ち帰りたいとの申出を受けた。公印が押された文書であることから、その管理の都合上持ち帰ることはできない旨を説明したところ、審査請求人が大きな声を出したため、警察に通報することとなった。</p> <p>その後、審査請求人から「令和元年7月某日の貴課職員の対応について（求回答）」と題する文書が送付され、文書により回答を行ったが、その後も審査請求人は同様の内容について数回にわたり文書での回答を要求し、実施機関はその都度回答を行ってきた。</p> <p>本件対応に関連し、審査請求人は、令和元年度から100件以上繰り返し開示請求及び保有個人情報開示請求（以下「開示請求等」という。）を行っている。</p>

答申 番号	判断の要旨
3052	<p>《本件保有個人情報開示請求について》</p> <p>審査請求人は、令和5年10月10日に、答申別添に係る本件保有個人情報開示請求を行った。</p> <p>実施機関は、これをこれまでの一連の開示請求等の延長線上にある請求であると判断し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の趣旨・目的を著しく逸脱し権利の濫用に該当するとして不開示としている。</p> <p>《本件保有個人情報開示請求の権利濫用該当性について》</p> <p>ア 個人情報保護法は、行政機関等が保有する個人情報について開示を請求する権利を保障しているものであるが、その目的は、個人情報保護法第1条にあるとおり、「個人の権利利益を保護する」ことにある。</p> <p>イ しかし、権利の行使といっても無制限に認められるものではなく、権利の濫用、すなわち「形式上権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果に照らし、その権利の本来の目的内容を逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断される行為」（法令用語研究会編「法律用語辞典（第5版）」（有斐閣））と評価される保有個人情報開示請求に対しては、権利濫用の一般法理を適用することにより当該請求を拒否できると解するのが相当である。</p> <p>具体的には、保有個人情報開示請求者の言動、請求の内容、方法等、請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案し、当該保有個人情報開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、実施機関に対する請求者の害意が認められるときは、濫用に該当すると解される。</p> <p>ウ ところで、情報公開請求権については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第5条第2項において、「何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。」と規定し、同条第3項では「実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。」と規定している。</p> <p>実施機関は、開示請求権の濫用に該当する具体的な事例を類型化して、次の4つを判断の基準として運用している。</p> <p>(ア) 請求者の言動、請求の内容、方法等から、開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかに認められるとき。</p> <p>(イ) 開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。</p> <p>(ウ) 開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき。</p> <p>(エ) 開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求又は文書が特定できない請求を繰り返すとき。</p> <p>エ 保有個人情報開示請求権と情報公開請求権は、根拠と制度趣旨を異にするが、権利の濫用が許されないという点は同様であって、情報公開請求権に係る上記基準は、保有個人情報開示請求権にも当てはまると解される。</p> <p>オ 本件保有個人情報開示請求について、実施機関は、これまでの一連の開示請求等の延長線上にあるものとし、さらに、一連の開示請求等の多くが上記のいずれかの基準を満たしているとし、権利の濫用に該当することから本件処分を行っているが、当審査会が実施機関の資料等を確認したところ、少なくとも次の事実が認められた。</p> <p>(ア) 審査請求人は、本件対応に関連する行政文書又は保有個人情報について、令和元年度から令和5年7月10日までの間に、100件以上の開示請求等を行っている。</p> <p>(イ) 審査請求人は、行政文書又は保有個人情報の開示又は一部開示の決定を受けているが、開示の実施を一度も受けていないにもかかわらず、これらの決定に対し80件以上の審査請求を行っている。</p> <p>カ 上記認定事実から、当審査会は、次のように判断する。</p> <p>実施機関においては、上記オ(ア)の開示請求等に対応するために多大な時間と労力を要しており、その結果、他の行政事務の適正な遂行に著しい支障を来していると認められる。</p> <p>上記オ(ア)及び(イ)のような審査請求人の一連の請求の内容、方法等の客観的事実を踏まえると、審査請求人には開示を受ける意思のないことが明らかである。また、これら一連の行為が実施機関の行政事務の適正な遂行に著しい支障を来していることを審査請求人</p>

答申 番号	判断の要旨
3052	は当然に認識していると考えられることから、一連の行為は害意に基づくものと評価することができる。 したがって、その余の事情を考慮するまでもなく、一連の開示請求等の延長線上にある本件保有個人情報開示請求は、権利の濫用に当たる。

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

5 条例（抜粋）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（目的）

第1条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

2 何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。

3 実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881